

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	豊岡市立神鍋高原観光施設	所在地	豊岡市日高町栗栖野59番地の2、59番地の51
設置目的	住民及び来訪者への利用に供することにより、地域の活性化を図る。	設置年月日	
		1971年（体育館） 1975年（キャンプ場）	
選考方法	公募	豊岡市公共施設再編計画における施設の方角性 第1期計画期間（2016年度～2025年度）	譲渡・廃止

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	アドバンス株式会社	指定期間	2022年4月1日から2025年3月31日
指定管理業務の内容	(1) 住民及び来訪者のスポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動等の支援に関すること。 (2) 前号の活動のため、観光施設（附属設備を含む。）を使用させること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、観光施設の目的を達成するために必要な事業 (4) 観光施設の使用及びその制限に関する業務 (5) 観光施設の維持管理に関する業務 (6) 前号に掲げるもののほか、市長が定める業務	指定管理料（千円）	なし

3 総合評価

(1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
○	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

（上記の判断理由や具体的内容）

日常管理のほか、施設修繕等についても可能な限り自力で対応し、利用者の動向やニーズを把握して積極的に現場へフィードバックする姿勢・努力は評価できる。 今後も神鍋高原の魅力の一つとなる施設として安定した経営をされることを期待する。

(2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

近隣の同業施設の増加により利用者が減少傾向にある状況や施設の老朽化に伴う修繕対応といった課題がある。

(3) 指定管理者制度継続の検討

	指定管理者制度を継続する。
○	指定管理者制度による運用の見直しを検討する。若しくは検討中である。

（上記の判断理由や具体的内容）

神鍋高原キャンプ場及び体育館は、年間を通じた神鍋エリアの観光振興に不可欠な施設であり、特にグリーンシーズンの誘客に大きく貢献していることから、今後も施設が継続されることが必要である。 2023年10月の経営戦略会議及び2024年4月の政策会議において、今年度末までの指定期間を1年間延長し、プロポーザルにより選定した事業者が2026年4月から無償譲渡することが政策決定された。
--

(4) 指定管理者制度評価委員会の意見

2026年3月に施設を廃止し、2026年4月に施設を譲渡することが政策決定されているため、指定管理者制度を1年延長することとする。
--

1～3(3)を所管課が記入する。